

(別添1)台湾向け輸出貝類に係る衛生証明書を要する貝類一覧表

当該一覧表は、台湾側から衛生証明書の添付を求められている61品目について、平成29年7月13日現在の台湾側輸出コード及び日本側HSコードを元にしたものです。

証明書の発行対象については、予め台湾側に確認するようにしてください。

	台湾側輸出コード	品目区分	HSコード	品目区分
1	0307.11.90.00-8	其他活、生鮮或冷蔵牡蠣(蠔、蚶) Other oysters, live, fresh or chilled	0307.11	かき(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの)
2	0307.12.00.00-6	冷凍牡蠣(蠔、蚶), 但未燻製 Oysters, frozen, but not smoked	0307.12	かき(冷凍したもの)
3	0307.19.20.00-5	乾牡蠣(蠔、蚶), 但未燻製 Oysters, dried, but not smoked	0307.19	かき(その他のもの)
4	0307.19.30.00-3	鹹或浸鹹牡蠣(蠔、蚶), 但未燻製 Oysters, salted or in brine, but not smoked		
5	0307.19.40.00-1	燻製牡蠣(蠔、蚶) Oysters, smoked		
6	0307.21.00.00-5	活、生鮮或冷蔵海扇貝(含全貝及干貝) Scallops (include full shell fish and conpoy), live, fresh or chilled	0307.21	スキヤロップ(ベクテン属、クラミウス属又はブラコベクテン属のもの。いたや貝を含む。)(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの)
7	0307.22.20.00-4	冷凍海扇貝(含全貝及干貝), 但未燻製 Scallops (include full shell fish and conpoy), frozen, but not smoked	0307.22	スキヤロップ(ベクテン属、クラミウス属又はブラコベクテン属のもの。いたや貝を含む。)(冷凍したもの)
8	0307.29.20.10-1	乾海扇貝(含干貝及全貝), 但未燻製 Scallops (include full shell fish and conpoy), dried, but not smoked	0307.29	スキヤロップ(ベクテン属、クラミウス属又はブラコベクテン属のもの。いたや貝を含む。)(その他のもの)
9	0307.29.20.20-9	鹹或浸鹹海扇貝(含全貝及干貝), 但未燻製 Scallops (include full shell fish and conpoy), salted or in brine, but not smoked		
10	0307.29.30.00-1	燻製海扇貝(含全貝及干貝) Scallops (include full shell fish and conpoy), smoked		
11	0307.31.00.10-1	活貽貝(淡菜) Mussels (Mytilus spp., Perna spp.), live	0307.31	い貝(ミュティルス属又はペルナ属のもの)(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの)
12	0307.31.00.20-9	鮮或冷蔵貽貝(淡菜) Mussels (Mytilus spp., Perna spp.), fresh or chilled		
13	0307.32.00.00-2	冷凍貽貝(淡菜), 但未燻製 Mussels (Mytilus spp., Perna spp.), frozen, but not smoked	0307.32	い貝(ミュティルス属又はペルナ属のもの)(冷凍したもの)
14	0307.39.21.00-0	乾貽貝(淡菜), 但未燻製 Mussels (Mytilus spp., Perna spp.), dried, but not smoked	0307.39	い貝(ミュティルス属又はペルナ属のもの)(その他のもの)
15	0307.39.29.00-2	鹹或浸鹹貽貝(淡菜), 但未燻製 Mussels (Mytilus spp. Perna spp.), salted or in brine, but not smoked		
16	0307.39.30.00-9	燻製貽貝(淡菜) Mussels (Mytilus spp. Perna spp.), smoked		
17	0307.60.10.11-2	福壽螺 Apple snail(Pomacea canaliculata, Pomacea insularum)	0307.60	かたつむりその他の巻貝(海棲のものを除く。)
18	0307.60.10.19-4	其他活螺(海螺除外) Other snail, live, other than sea snails		
19	0307.60.10.20-1	鮮或冷蔵螺(海螺除外) Snail, fresh or chilled, other than sea snails		
20	0307.60.20.00-3	冷凍螺(海螺除外), 但未燻製 Snails, frozen, other than sea snails, but not smoked		
21	0307.60.30.00-1	乾、鹹或浸鹹螺(海螺除外), 但未燻製 Snails, dried, salted or in brine, other than sea snails, but not smoked		
22	0307.60.40.00-9	燻製螺(海螺除外) Snails, smoked, other than sea snails		

	台湾側輸出コード	品目区分	HSコード	品目区分
23	0307.71.20.00-0	活、生鮮或冷蔵海瓜子 Ruditapes philippinarum, live, fresh or chilled	0307.71	クラム、コックル及びアークシェル(ふねがい科、アイスランドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、きぬまといがい科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、まてがい科、しやこがい科又はまるすだれがい科のもの)(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの)
24	0307.71.30.10-6	活蛤蜊 Hard clam, (Meretrix lusoria, Ruditapes variegatus, Paphia amabilis, Tapes literatus), live		
25	0307.71.30.20-4	生鮮或冷蔵蛤蜊 Hard clam, (Meretrix lusoria, Ruditapes variegatus, Paphia amabilis, Tapes literatus), fresh or chilled		
26	0307.71.90.10-3	活蛤(含鳥蛤及赤貝) Clams (include cockles and ark shells), live		
27	0307.71.90.21-0	活碑礫貝 Giant clams (tridacnidae spp.), live		
28	0307.71.90.22-9	生鮮或冷蔵碑礫貝 Giant clams (tridacnidae spp.), fresh or chilled		
29	0307.71.90.90-6	生鮮或冷蔵蛤(含鳥蛤及赤貝) Clams (include cockles and ark shells), fresh or chilled		
30	0307.72.10.00-1	冷凍海瓜子、但未燻製 Ruditapes philippinarum, frozen, but not smoked	0307.72	クラム、コックル及びアークシェル(ふねがい科、アイスランドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、きぬまといがい科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、まてがい科、しやこがい科又はまるすだれがい科のもの)(冷凍したもの)
31	0307.72.20.00-9	冷凍蚶子(魁蛤科)、但未燻製 Arcoida (Acridae), frozen, but not smoked		
32	0307.72.30.00-7	冷凍鰓(毛鰓科、竹鰓科)、但未燻製 Clams (Solenidae, Solecurtidae), frozen, but not smoked		
33	0307.72.40.00-5	冷凍蛤蜊、但未燻製 Hard clam (Meretrix lusoria, Ruditapes variegatus, Paphia amabilis, Tapes literatus), frozen, but not smoked		
34	0307.72.90.10-2	冷凍碑礫貝、但未燻製 Giant clams (tridacnidae spp.), frozen, but not smoked		
35	0307.72.90.90-5	其他冷凍蛤、鳥蛤及赤貝、但未燻製 Other clams, cockles and ark shells, frozen, but not smoked		
36	0307.79.00.11-3	乾碑礫貝、但未燻製 Giant clams (tridacnidae spp.), dried, frozen, but not smoked	0307.79	クラム、コックル及びアークシェル(ふねがい科、アイスランドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、きぬまといがい科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、まてがい科、しやこがい科又はまるすだれがい科のもの)(その他のもの)
37	0307.79.00.12-2	鹹或浸鹹碑礫貝、但未燻製 Giant clams (tridacnidae spp.), salted or in brine, frozen, but not smoked		
38	0307.79.00.90-7	其他乾、鹹或浸鹹蛤、鳥蛤及赤貝、包括燻製 Other clams, cockles and ark shells, dried, salted or in brine, smoked included		
39	0307.81.21.00-7	其他活、生鮮或冷蔵鮑魚(九孔除外) Other abalone, live, fresh or chilled, other than Haliotis diversicolor	0307.81	あわび(ハリオティス属のもの)(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの)
40	0307.81.22.10-4	活九孔 Abalones (Haliotis diversicolor), live		
41	0307.81.22.20-2	生鮮或冷蔵九孔 Abalones (Haliotis diversicolor), fresh or chilled		
42	0307.83.10.00-8	冷凍鮑魚(九孔除外)、但未燻製 Abalone, frozen, other than Haliotis diversicolor, but not smoked	0307.83	あわび(ハリオティス属のもの)(冷凍したもの)
43	0307.83.20.00-6	冷凍九孔、但未燻製 Haliotis diversicolor, frozen, but not smoked		
44	0307.84.00.00-0	冷凍鳳凰螺、但未燻製 Stomboid conchs, frozen, but not smoked	0307.84	そでぼら(ストロムプス属のもの)(冷凍したもの)

	台湾側輸出コード	品目区分	HSコード	品目区分
45	0307.87.10.00-4	鹹或浸鹹鮑魚(九孔除外), 但未燻製 Abalone, salted or in brine, other than Haliotis diversicolor, but not smoked	0307.87	その他のあわび(ハリオティス属のもの)
46	0307.87.20.00-2	乾鮑魚(九孔除外), 但未燻製 Abalone, dried, other than Haliotis diversicolor, but not smoked		
47	0307.87.30.00-0	乾、鹹或浸鹹九孔、但未燻製 Haliotis diversicolor, dried, salted or in brine, but not smoked		
48	0307.87.40.00-8	燻製鮑魚、包括九孔 Abalone, including Haliotis diversicolor, smoked		
49	0307.91.30.10-2	活鐘螺 Top shell, live	0307.91	その他のもの(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの)
50	0307.91.30.20-0	生鮮或冷蔵鐘螺 Top shell, fresh or chilled		
51	0307.91.70.10-3	活南美貝 Locos, live		
52	0307.91.70.20-1	生鮮或冷蔵南美貝 Locos, fresh or chilled		
53	0307.92.10.00-7	冷凍蚶子(蚶科、笠蚶科), 但未燻製 Arcoida (Glycymerididae, Limopsidae), frozen, but not smoked	0307.92	その他のもの
54	0307.92.20.00-5	冷凍蜆(刀蜆科), 但未燻製 Clams (Cutellidae), frozen, but not smoked		
55	0307.92.30.00-3	冷凍鐘螺, 但未燻製 Top shell, frozen, but not smoked		
56	0307.92.40.00-1	冷凍南美貝, 但未燻製 Locos, frozen, but not smoked		
57	0307.99.51.10-8	乾鐘螺, 但未燻製 Top shell, dried, but not smoked	0307.99	その他のもの(その他のもの)
58	0307.99.51.20-6	鹹或浸鹹鐘螺, 但未燻製 Top shell, salted or in brine, but not smoked		
59	0307.99.61.00-8	燻製鐘螺 Top shell, smoked		
60	0307.99.62.00-7	燻製蚶子(蚶科、笠蚶科)及蜆(刀蜆科) Arcoida (Glycymerididae, Limopsidae) and clams (Cutellidae), smoked		
61	0307.99.63.00-6	燻製南美貝 Locos, smoked		

(別添2)

電子メール又はNACCSによる証明書の発行申請手続

1. 証明書の発行申請前の手続

(1) 電子メールにより発行申請を行う場合

輸出者は、別紙様式6（活貝類を輸出する場合を除く。）又は別紙様式12（活貝類を輸出する場合に限る。）に必要な事項を記入の上、以下により年度内の食品輸出計画書を書面にて証明書発行機関宛てに提出すること。

- ① 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。
- ② 一つの食品輸出計画書に、同一の証明書発行機関で証明書を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画を併せて記載して差し支えない。
- ③ 輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により食品輸出計画書の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。

(2) NACCSにより発行申請を行う場合

輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されているNACCS 掲示版にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。

2. 証明書の発行申請手続

輸出者は、食品を輸出しようとする都度、本要領に従い、電子メール又はNACCSを利用して、証明書の発行申請に必要な書類を証明書発行機関宛てに送付すること（その際、証明書発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、電子メールにより発行申請を行う場合であって、1.（1）の食品輸出計画書をあらかじめ提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合にあっては、必要な書類を郵送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。
- (2) 証明書は書面による交付となることから、受取方法について証明書発行機関とあらかじめ調整すること。

生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン

平成15年6月

水産物表示検討会

目 次

1. 趣旨	．．．．． 1
2. ガイドラインの位置付け	．．．．． 1
3. 生鮮魚介類の生産水域名の記載方法扱い	．．．．． 1
4. 実施方法	．．．．． 2
別紙1：我が国周辺の水域名	．．．．． 4
別紙2：世界の水域名	．．．．． 6
別紙3：広域な漁場で操業する漁業種類の水域名の記載例	．．．．． 8
別紙4：国際漁獲証明制度の対象となっている魚種の 水域名の記載例	．．．．． 10

生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン

1 趣旨

- (1) 現行の生鮮食品品質表示基準では、国産生鮮魚介類の原産地は生産水域名（又は養殖地名）を記載することが原則となっており、水域名の記載が困難な場合は、例外として水域名に代えて水揚げ港名又はその属する都道府県名を記載することができることになっている。
- (2) 消費者は、食品の安全性や品質の重視から、購入する魚介類がどこの水域で漁獲されたものかという生産水域に関する情報を求めるようになってきている。しかし、実際には、生産・流通・販売の各段階において生産水域に関する情報伝達が不十分、水域名をどのように記載すればよいか必ずしも明確でない、水揚げ港地の記載が最も容易等の事情から、大半の品目で水揚げ港の属する都道府県名が表示されているため、消費者のニーズに十分対応できていないほか、同一水域で漁獲されても水揚げ地によって都道府県名の表示が異なったり、都道府県名が水揚げ港地を示すのか又はその沖合などの生産水域を示すのか、わかりにくいといった指摘がなされている。
- (3) このため、生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドラインを策定し、これを指針として、現行の水産物の原産地表示の基準に基づく生産水域名の表示を推進する。

2 ガイドラインの位置付け

このガイドラインは、生鮮食品品質表示基準第4条に基づき、生鮮魚介類の生産水域名の表示を行う上での指針であり、この指針に沿って生産・流通・小売の各段階において生産水域名の記録・伝達・表示を行うものとする。

また、今後の運用状況や関係者の意見等を踏まえ、必要に応じその内容の見直しを行うとともに、生産・流通・小売の各段階における生産水域名の記録・伝達・表示の適正な実施が確保された段階で品質表示基準の見直しを検討する。

3 生鮮魚介類の生産水域名の記載方法

各々の漁業実態に応じて、次に掲げる水域名のうち、実際の生産水域を表し、かつ一般に理解される水域名を記載する。

(1) 我が国周辺の水域名（別紙1）

- ① 一般に知られている地名＋沖（近海、地先、沿岸等）の水域名

- (例) 千葉県沖、銚子沖、北陸沖、山陰沖等
- ② 一般に知られている個別水域の名称
(例) 陸奥湾、富山湾、紀伊水道、玄界灘、琵琶湖、石狩川等
- ③ 我が国漁獲統計海区に準じた水域名

(2) 世界の水域名 (別紙2)

- ① 「FAO漁獲統計海区」(FAO Fishing Area)の水域名
- ② 国名+沖(水域、近海)の水域を表す名称(当該国の領海又は排他的経済水域の海域で生産されたものに限る。)
(例) ニュージーランド沖、ペルー沖等
- ③ 一般に知られている個別水域名
(例) 地中海、黒海、黄海、オホーツク海等

(3) 留意事項

- ① 広域な漁場で操業する漁業種類の水域名(別紙3)
広域な漁場を移動しながら漁獲し、漁獲物を水域ごとに区分せず一括して船上保管や水揚げを行う場合は、実際の漁獲水域を表し、かつFAO漁獲統計海区や我が国漁獲統計海区よりも広範な水域名を記載することができる。
(例) 日本海、インド洋、北太平洋等
- ② 国際的な漁獲証明制度の対象となっている魚種の水域名(別紙4)
国際漁業管理機関による漁獲証明制度が導入されている魚種(メロ、冷凍めばちまぐろ、冷凍みなみまぐろ、冷凍くろまぐろ)については、それらの漁獲証明制度の水域区分に準じた水域名を記載することができる。
(例) 冷凍くろまぐろ(ICCAT)→太平洋、インド洋、地中海、大西洋等

4 実施方法

- (1) 生鮮食品品質表示基準第4条に基づき、
- ① 国産水産物については、生産水域名を表示する際は本ガイドラインに沿って生産水域名を表示する。(この際、生産水域名に水揚げ港名又は水揚げ港が属する都道府県名を併記することができる。)
- ② 輸入水産物については、原産国名(義務)の記載とあわせ、本ガイドラインに沿った生産水域名の併記(任意)を推進する。
- (2) 生産者、卸売・仲買業者等の小売販売業者以外の販売業者は、生産水域名を外箱等の包装容器、送り状、伝票等の書類に記載し、販売先に伝達するものとする。
- (3) 小売販売業者は、生産水域名を包装容器や商品に近接した掲示等により

表示するとともに、売り場に生産水域を示す図を掲示する等消費者にわかりやすい表示に努めるものとする。

(別紙1)

我が国周辺の水域名

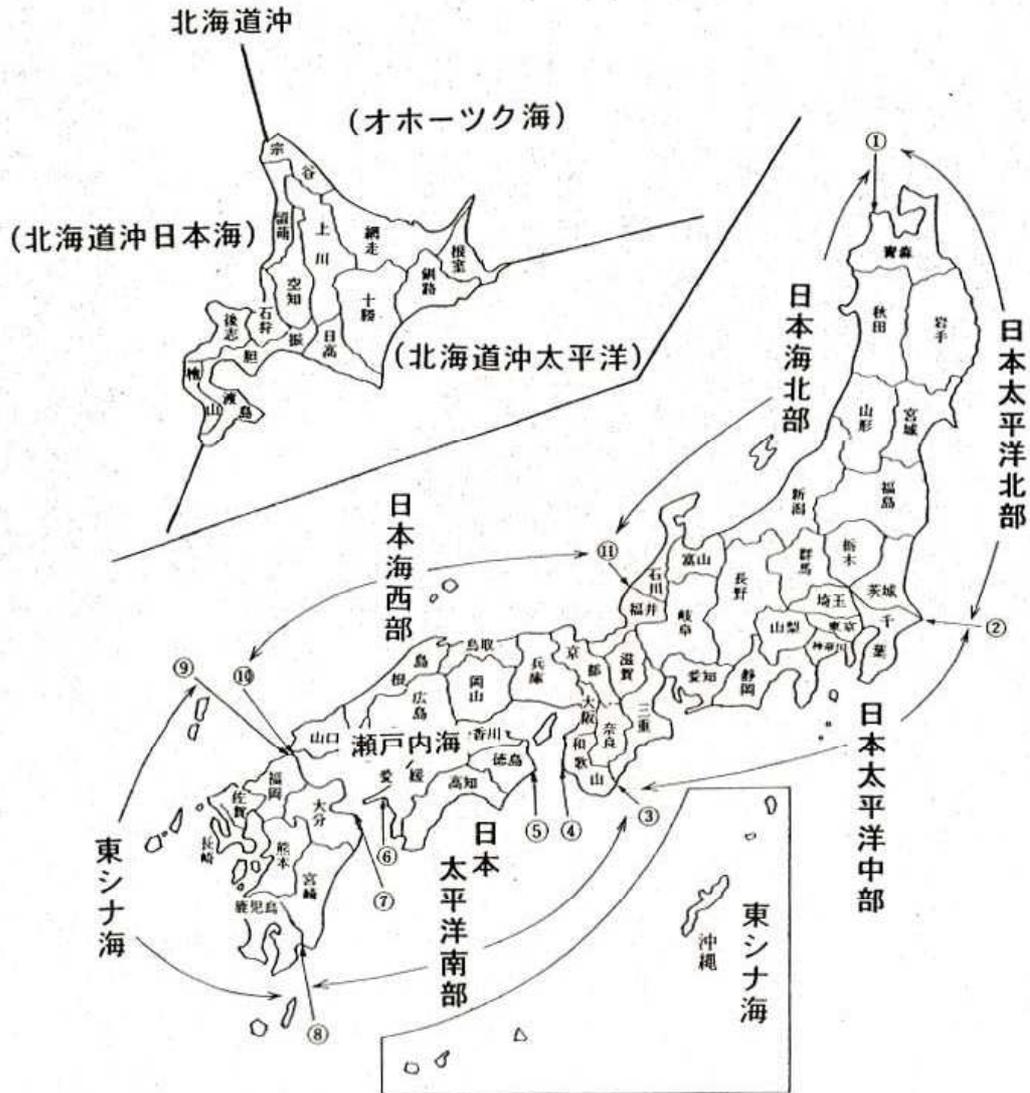
各々の漁業実態に応じて、次に掲げる水域名のうち、実際の生産水域を表し、かつ一般に理解される水域名を記載する。

- 1 一般に知られている地名＋沖（近海、地先、沿岸等）の水域名
例：青森県沖、香川県沖、大分県沖、銚子沖、下田沖、明石沖、北陸沖、三陸沖、東北沖太平洋、山陰沖、四国沖等
- 2 一般に知られている個別水域の名称
 - (1) 海洋
例：陸奥湾、富山湾、伊勢湾、相模湾、有明海、八代海、紀伊水道、豊後水道、周防灘、遠州灘、熊野灘、玄界灘、津軽海峡、対馬海峡等
 - (2) 内水面（湖沼、河川等）
例：琵琶湖、浜名湖、サロマ湖、猪苗代湖、宍道湖、石狩川、利根川、信濃川、大井川、紀ノ川、吉野川、筑後川等
- 3 我が国漁獲統計海区に準じた水域名（別紙）

海区番号	水域名
1	北海道沖 (北海道沖太平洋) (北海道沖日本海) (オホーツク海)
2	日本太平洋北部
3	日本太平洋中部
4	日本太平洋南部
5	日本海北部
6	日本海西部
7	東シナ海
8	瀬戸内海

(注) 広域な漁場を移動しながら漁獲し、漁獲物を水域ごとに区分せず一括して船上保管し水揚げを行う場合は、実際の漁獲水域を表す漁獲統計海区よりも広範な水域名を記載することができる。(例：日本海、北日本太平洋等)

漁獲統計海区に準じた水域名



- ① 青森県東津軽郡三瓶村竜飛漁業地区と北津軽郡小泊村小泊漁業地区の境界
- ② 茨城県と千葉県との境界
- ③ 三重県と和歌山県の境界
- ④ 和歌山県日高郡美浜町三尾漁業地区と日高町比井崎漁業地区の境界
- ⑤ 徳島県海部郡由岐町伊座利漁業地区と阿南市椿泊漁業地区の境界
- ⑥ 愛媛県八幡浜市八幡浜漁業地区と西宇和郡保内町川之石漁業地区の境界
- ⑦ 大分県北海部郡佐賀岡町佐賀岡漁業地区と神崎漁業地区の境界
- ⑧ 宮崎県と鹿児島県の境界
- ⑨ 福岡県北九州市旧門司漁業地区と田ノ浦漁業地区の境界
- ⑩ 山口県下関市下関漁業地区と壇ノ浦漁業地区の境界
- ⑪ 石川県と福井県の境界

(別紙 2)

世界の水域名

各々の漁獲実態に応じて、次に掲げる水域名のうち、実際の生産水域を表し、かつ一般に理解される水域名を記載する。

1. F A O 漁獲統計海区 (F A O F i s h i n g A r e a) の水域名

海区番号	海区名 (英名)	水域名 (和訳名)
1 8	Arctic Sea	北極海
2 1	Atlantic, Northwest	北西大西洋
2 7	Atlantic, Northeast	北東大西洋
2 7 . 3	Baltic Sea	バルト海
3 1	Atlantic, Western Central	中西大西洋
3 4	Atlantic, Eastern Central	中東大西洋
3 7	Mediterranean	地中海
3 7 . 4	Black Sea	黒海
4 1	Atlantic, Southwest	南西大西洋
4 7	Atlantic, Southeast	南東大西洋
5 1	Indian Ocean, Western	西インド洋
5 7	Indian Ocean, Eastern	東インド洋
6 1	Pacific, Northwest	北西太平洋
6 7	Pacific, Northeast	北東太平洋
7 1	Pacific, Western Central	中西太平洋
7 7	Pacific, Eastern Central	中東太平洋
8 1	Pacific, Southwest	南西太平洋
8 7	Pacific, Southeast	南東太平洋
4 8	Atlantic, Antarctic	} 南極洋
5 8	Indian Ocean, Antarctic	
8 8	Pacific, Antarctic	

(注) 広域な漁場を移動しながら漁獲し、漁獲物を水域毎に区分せずに船上保管や水揚げを行う場合は、実際の漁獲水域を表す F A O 漁獲統計海区よりも広範な水域名を記載することができる。(例：北太平洋、インド洋、大西洋等)

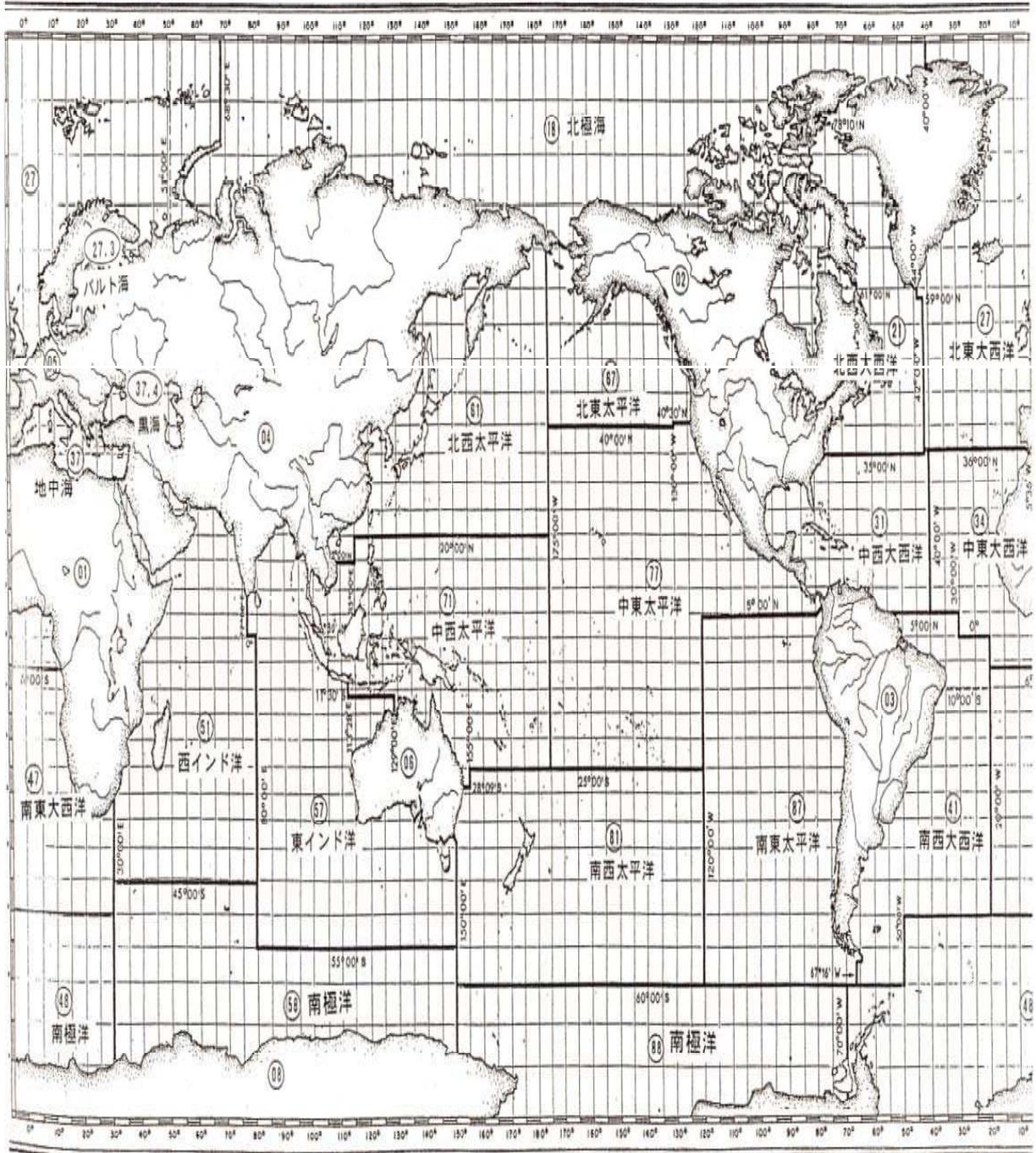
2. 国名+沖 (水域、近海) の水域を表す名称 (当該国の領海又は排他的経済水域の海域で生産されたものに限る。)

(例) ニュージーランド沖、ペルー沖等

3. 一般に知られている個別水域名

(例) 地中海、黒海、黄海、オホーツク海等

世界の漁獲水域図
(FAO漁獲統計海区)



(別紙3)

広域な漁場で操業する漁業種類の水域名の記載例（その1）

漁業種類	対象魚種	主な操業水域	水域名の記載例
大中型いか釣り 漁業 (大臣許可)	いか類	<ul style="list-style-type: none">・太平洋北部～北海道沖太平洋・日本海北部～北海道沖日本海・北海道沖日本海～北海道沖太平洋・日本海北部～太平洋北部・FAO統計海区61, 67, 77・ニュージーランド沖・ペルー沖・アルゼンチン沖	<ul style="list-style-type: none">・三陸・北海道沖、北日本太平洋、太平洋北部・北海道沖・日本海、北日本日本海、日本海北部・北海道沖・北海道沖・北日本近海、日本海・三陸北海道沖・北太平洋、太平洋・ニュージーランド沖・ペルー沖・アルゼンチン沖
かじき流し網 漁業 (大臣届出)	かじき類	<ul style="list-style-type: none">・太平洋北部～北海道沖太平洋	<ul style="list-style-type: none">・北日本太平洋、太平洋北部・北海道沖
さけ・ます漁業 (大臣許可)	さけ・ます類	<ul style="list-style-type: none">・能登～稚内沖日本海・北海道沖太平洋・ロシア200海里内2海区(太平洋)、2a海区(オホーツク海)	<ul style="list-style-type: none">・北日本日本海、日本海、日本海北部・北海道沖・北海道沖、北海道沖太平洋・ロシア水域 <p>(注) 日露民間協定に基づき操業水域別に魚倉で区分して出荷</p>

(注) これらの水域名の記載例に代えてより詳細な水域名を記載することができる。

広域な漁場で操業する漁業種類の水域名の記載例（その2）

漁業種類	対象魚種	主な操業水域	水域名の記載例
大中型まき網漁業 （大臣許可）	いわし・あじ・さば・かつお・まぐろ類	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道・東北沖太平洋、道東、八戸沖、金華山沖、仙台湾 ・鹿島灘、銚子沖、 ・伊豆七島周辺、駿河湾、熊野灘 ・豊後水道、日向灘 ・種子島・屋久島周辺 ・天草灘、五島西沖、尖閣諸島周辺、東海、濟州島沖、対馬沖（西側） ・対馬沖（東側）、見島沖、隠岐周辺、若狭湾、能登半島周辺 ・秋田～新潟沖 	<ul style="list-style-type: none"> ・北日本太平洋、太平洋北部・北海道沖 ・千葉・茨城沖 ・太平洋中部 ・豊後水道周辺 ・鹿児島県沖 ・東シナ海 ・日本海西部 ・日本海北部
海外まき網漁業	かつお・まぐろ類	<ul style="list-style-type: none"> ・中西太平洋～北西太平洋 ・インド洋全域 	<ul style="list-style-type: none"> ・太平洋 ・インド洋
遠洋まぐろ漁業 （大臣許可）	まぐろ類	<ul style="list-style-type: none"> ・太平洋（FAO 統計海区61、67、71、77、81、87） ・インド洋（FAO 統計海区51、57、87） ・地中海（FAO 統計海区37） ・大西洋（FAO 統計海区21、27、31、34、41、47、48） 	<ul style="list-style-type: none"> ・太平洋 ・インド洋 ・地中海 ・大西洋 <p>（注）冷凍まぐろは船上で魚体の尾鰭に水域別・時期別の色リボンを付け区分して出荷</p>

（注）これらの水域名の記載例に代えてより詳細な水域名を記載することができる。

(別紙4)

国際漁獲証明制度の対象となっている魚種の水域名の記載例

対象魚種	証明制度管理機関	証明制度の水域名区分	水域名の記載例
メロ	CCAMLR (南極海洋生物資源保存委員会)	・FAO統計海区又はCCAMLR統計海区 ※ めろ漁獲証明書	・FAO漁獲統計海区の水域名を記載
冷凍めばちまぐろ	IOTC (インド洋まぐろ類委員会)	・大西洋、太平洋、インド洋の3区分 ※ めばちまぐろ統計証明書	・遠洋まぐろ漁業の記載例と同様に、太平洋、インド洋、大西洋と記載
冷凍みなみまぐろ	CCSBT (みなみまぐろ保存委員会)	・1～13のCCSBT漁獲水域番号 ※ みなみまぐろ統計証明書	・遠洋まぐろ漁業の記載例と同様に、太平洋、インド洋、大西洋と記載 ・なお、以下のより詳細な水域名を記載することもできる。 ①CCSBT1, 2, 8海区 → 南インド洋 ②CCSBT3, 4, 5, 6, 7海区 → シドニー・タスマン沖 ③CCSBT9, 10海区 → ケープ沖 ※CCSBT11, 12, 13海区は漁獲実績がほとんどない。
冷凍くろまぐろ	ICCAT (大西洋まぐろ類保存国際委員会)	・ICCAT漁獲水域(東大西洋、西大西洋、地中海、太平洋) ※ くろまぐろ統計証明書	・遠洋マグロ漁業の記載例と同様に、太平洋、インド洋、地中海、大西洋と記載

(注) これらの水域名の記載例に代えてより詳細な水域名を記載することができる。